

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十八日

東北厚生局長

尾崎俊雄

								名	称
							中村歯科クリニック	ゆい歯科	
							奥州市前沢白山字合野三二番地	奥州市水沢袋町二番二号	
							令和七年八月一日	令和七年八月一日	指定年月日

令和七年七月二十八日

尾崎俊雄

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
みずほ薬局月が丘		盛岡市月が丘一丁目二九番一六号			令和七年八月一日				
もわ調剤薬局		九戸郡九戸村江刺家第六地割一〇九番地			令和七年八月四日				

令和七年七月二十八日

尾崎俊雄

[illegible]